

## 非常災害発生時の登校について(令和8年6月改訂版)

令和8年5月29日から運用が開始されました新しい防災気象情報を踏まえ、今年度の各種警報発表時の登校について、次のように改訂いたしますので、よろしくお願いいたします。

- 1 午前7時の時点でレベル3警報「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」「大雨警報」「土砂災害警報」以上の警報が、また「高潮警報」はレベル4危険警報以上の警報が発表された場合は臨時休業とします。**

※その後、午前中に警報が解除された場合でも、その日は臨時休業となります。

※まちコミメールにより、午前7時頃に連絡いたします。

- 2 学校に登校後、レベル3警報「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」「大雨警報」「特別警報」「土砂災害警報」「高潮警報」、またはそれ以上の発表（またはその可能性がある）の場合は、以下のように対応します。**

○生徒の安全を第一に考え、気象状況等の情報を収集し、次の①～③の判断をし、随時まちコミメール等でお知らせいたします。

①生徒を一斉下校させる ②保護者への引き渡しを原則として下校させる ③学校で待機する  
※ただし、①の場合も通学路に危険があると認められるときは、当該生徒については安全が確認された後、下校させます。

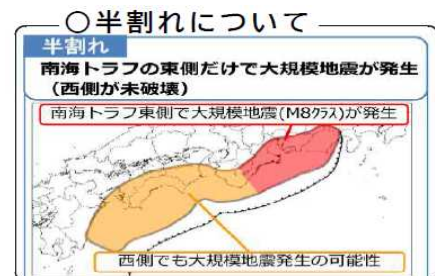
- 3 震度5弱以上の地震の場合は臨時休業です。**  
**「津波警報」「大津波警報」が出ている場合も臨時休校とします。**

|   |         |                                                               |
|---|---------|---------------------------------------------------------------|
| ① | 学校にいるとき | 学校で安全を確保します(校舎4階か妙見山へ避難)。下校等については上記2のように対応し、まちコミメール等でお知らせします。 |
| ② | 登下校時    | 各ご家庭で、どこに避難するか等を話し合っておいてください。                                 |
| ③ | 在宅時     |                                                               |

※臨時休校の翌日は原則自宅待機に致します。

- 4 「南海トラフ地震臨時情報」(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された場合**

『「南海トラフ地震臨時情報」に基づく学校の対応方針』  
(参考資料 令和8年4月 鳴門市教育委員会より)



|               | 学校の基本的な対応方針                                                   |                                                              |
|---------------|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 南海トラフ地震臨時情報   | 「半割れケース」(東海側で M8 程度の大地震発生、南海側でも巨大地震警戒)に相当する現象と評価した場合          |                                                              |
| (巨大地震警戒)学校の対応 | <b>1週間程度の臨時休業(週休日・休日を含む)</b><br>必要に応じて安否確認・情報発信               | <b>家庭での対応</b><br>○地震対策の再確認<br>○連絡手段の確保・再確認<br>○地震に備えた事前避難の検討 |
| (巨大地震注意)学校の対応 | <b>気をつけながら通常の学校生活</b><br>行事・部活動等は宿泊や遠方への移動を伴うものは、中止等をふくめ対応を検討 | ○地震対策の再確認<br>○家族や学校との連絡手段の確保・再確認                             |

「気象警報、熱中症特別警戒アラート、地震、津波、大津波警報への対応について」(鳴門市教委文書一部抜粋)

※安否確認や情報発信につきましては、1 回目の震源地の場所や災害規模などに応じて、学校で判断しながら実施します。